

# 大原医療秘書福祉専門学校大宮校学則

# 大原医療秘書福祉専門学校大宮校 学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療事務及び歯科助手並びに福祉、保育の分野に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な医療・福祉・保育関連産業従事者を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、大原医療秘書福祉専門学校大宮校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、埼玉県さいたま市大宮区宮町2丁目61番地1に置く。

(自己点検、評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜別
商業実務専門課程	医療事務学科	2年	120名	240名	昼間部
	医療事務学科	1年	40名	40名	
	小計		160名	280名	
教育社会福祉専門課程	介護福祉学科	2年	40名	80名	昼間部
	小計		40名	80名	
合計			200名	360名	

なお、介護福祉学科における入学定員の学級数は1学級である。

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 本校の学期は、各学期に分けて次のとおりである。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

3. 前項に規定する学期のうち授業を行う期間については、前半期と後半期に分けることができる。

(在学期間)

第7条 学生は第5条に規定する各学科の修業年限の2倍を超えて在籍することはできない。

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏期休業

(4) 冬期休業

(5) 春期休業

2. 第1項第3号から第5号に規定する休業期間は、校長が別に定める。

3. 校長が必要であると認める場合は、特別の休業日を定めることができる。
4. 校長が必要であると認める場合は、休業日であっても授業（実習を含む）を行う日とすることができる。
5. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程、授業時間数及び教職員組織

（教育課程、授業時間数）

第9条 本校の教育課程及び授業時間数等は別表第1のとおりであり、年間授業時間数は800時間以上とする。

（始業、終業）

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、9時30分から17時00分までとする。

（教職員組織）

第11条 本校に次の教職員を置く。

- （1）校長 1名
- （2）教員 11名

以上

- （3）事務職員 1名以上

2. 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

### 第4章 入学、休学、転科等

（入学資格）

第12条 本校の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- （2）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- （3）文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （4）文部科学大臣の指定した者
- （5）文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- （6）修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- （7）本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

（入学時期）

第13条 本校の入学時期は、第6条に示す学年の始めとする。

（入学手続）

第14条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- （1）本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第31条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- （2）前号の手続きを終了した者に対して書類考査又は必要に応じて試験を行い、入学者を決定する。
- （3）本校に入学を許可された者は、所定の日までに第31条に定める入学金を添えて入学手続きをとらなければならない。

（転科、転学）

第15条 学生が他の学科等への転科を希望する場合には、在籍校の校長に願い出て許可を得なければならない。

2. 学生が他の学校等への転学を希望する場合には、在籍校の校長に願い出て許可を得なければならない。
3. 転科、転学の時期については、校長の許可するところによりこれを認める。

4. 他の学科等に転科した者の履修時間、履修単位については、元の学科の全部又は一部を校長の許可するところにより引き継ぐことができる。

(編入学、再入学)

第 16 条 次の各号の一に該当する者で、本校に入学を希望する者があるときは、選考の上、校長は相当年次に入学を許可することができる。

(1) 専門学校を卒業し、又は退学した者で編入学を希望した者

(2) 第 29 条の規定により、本校の一学科を退学した者で、本校に再入学を希望した者

2. 編入学又は再入学した者の在学年数及び単位数については、元の学校の在学年数、単位数の全部又は一部を校長の許可するところにより算入することができる。

(休学、復学)

第 17 条 疾病、その他やむを得ない理由によって 15 日以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2. 休学の期間は 1 年以内とする。

3. 前 1 項の者は休学の理由が消滅した場合は、校長に届け出て、許可を得て復学することができる。

## 第 5 章 授業の履修、単位、試験、学業成績及び卒業等

(授 業)

第 18 条 授業は、講義・演習・実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用で行うものとする。

2. 複数の課程、学科、クラスで同一授業科目又は同一内容の授業を行う場合、授業等に支障を来さない限り、合同授業又は合併授業を行うことがある。ただし、介護福祉学科の領域「介護」に係る合併授業は行わない。

3. 授業科目の履修において、第 24 条の規定を満たさない者には補講授業を行うことがある。なお、補講授業は授業科目の未出席授業を行い、授業科目の出席時間とすることができる。また、別表で定める学年別授業科目の定めに関係なく、卒業までの間に行うこととする。

(単 位)

第 19 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習にあつては 15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする。

(2) 実習・実技にあつては 30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

(試 験)

第 20 条 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めた場合に限り、追試験又は再試験等を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対して行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。

2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。

(学業成績)

第 21 条 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の 5 種をもってこれを表し、秀は 90 点以上、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 60 点未満とする。

2. 授業科目の成績は、前項の 5 種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準により GP (Grade-Point) を与える。

(単位の授与)

第 22 条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。

2. 介護福祉学科の履修においては、次に掲げる 3 項目に基づき認定する。

(1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者

授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の 3 分の 2 に満たない者、及び介護実習の出席時間数が

履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。

- (2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者
- (3) 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者
- (他の大学・専修学校等における授業科目の履修等)

第23条 教育上有益と認める時は、校長の認めるところにより、他の大学・専修学校等における授業科目の履修を本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項により本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本校専門課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。

(卒業の認定)

第24条 卒業の認定は、第5条に規定する修業年限以上に在学し、以下に定める授業時数以上の履修、かつその該当する所定の授業科目及び単位数を修得し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。

- (1) 医療事務学科2年制は、1,860時間(62単位)
- (2) 医療事務学科1年制は、930時間(31単位)
- (3) 介護福祉学科2年制は、2,074時間(68単位)

(進級の要件)

第25条 進級の認定は、各学科の各学年において別に定める授業時間の履修及び単位の修得を行い、かつ、出席状況等学習姿勢も考慮の上、進級判定委員会にて審査を行う。

(注意文書)

第26条 欠席、遅刻、早退(以下、欠席等)が多く授業履修に支障をきたす恐れがある者に対しては注意文書を以て指導を行う。

2. 注意文書による指導はその欠席等の日数により、段階的に訓告、戒告とする。

## 第6章 ほう賞、懲戒及び退学

(ほう賞)

第27条 成績優秀にして他の模範となる者に、ほう賞することがある。

(懲戒)

第28条 学生が本校の規則、命令に背きもしくは本校の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合には、校長はこれを懲戒することができる。

2. 前項に規定する懲戒種類は訓告、戒告、停学及び退学とする。

3. 前項に規定する退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 故意に学校の諸設備を破損、損傷させた者。なお、この者は諸設備の復元義務を負わなければならない。

4. 前2項に規定する停学に係る期間は出席時間数には算入しない。

(退学)

第29条 自主退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を得なければならない。

(除籍)

第30条 校長は、次の各号の一に該当する者については、これを除籍する。

- (1) 第7条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第17条2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 学費の納付を怠り、督促を受けてなおこれを納入しない者
- (4) 退学願の返送がない者

## 第7章 入学金、授業料、特待生、その他

(納付金)

第31条 本校の入学金、授業料等は、別表第2のとおりとする。

2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。

3. 納付済の授業料その他の納付金は、原則としてこれを返還しない。ただし、入学手続き完了から入学年の3月31日までに、入学辞退を希望する場合は、本校所定の学費返還手続により納入金額から入学金を除いた額を返還する。

(特待生)

第32条 本校に在籍する学生の中で特に成績優秀、品行方正にして本校生の模範となると判断される者、又は本校入学時において、その入学しようとする者が、特に成績優秀で他の入学生の模範と判断される者に対しては、校長はその一定期間における納付金の全額又はその一部を免除することができる。

(健康診断)

第33条 健康診断は毎年1回実施する。

## 第8章 科目等履修生

(科目等履修生)

第34条 短期大学、大学等の他の高等教育機関との協議により、当該大学等の学生が本校において授業科目の一部を履修する場合、科目履修生として受け入れ、履修を認めることができる。ただし、介護福祉学科の領域「介護」に係わる科目履修生の受入は行わない。

2. その他、科目履修生に関する事項は、校長が別に定める。

3. 入学金、授業料等は別に定めるものとする。

## 第9章 附帯教育

(附帯教育)

第35条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

科名	修業期間等	総定員	備考
介護職員初任者研修	6ヶ月	24名	通学：週1～2日授業 通信
介護技術講習会	32時間	40名	週1～4日授業
介護福祉士筆記試験対策	6ヶ月	80名	週1～2日授業 平日夜間又は土・日曜日
介護福祉士実務者養成課程	6ヶ月	32名	通信
ケアマネジャー	6ヶ月	80名	週1～2日授業 平日夜間又は土・日曜日
医療事務	6ヶ月	80名	週1～2日授業 平日夜間又は土・日曜日

2. 附帯教育の入学金、授業料、教材費その他必要事項は別に定める。

## 第10章 雑則

(施行細則)

第36条 この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成 20 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日より実施する。但し、第 8 条（教育課程、授業時間数）については、改正後の規定にかかわらず、平成 19 年度生については従前のおりとする。第 23 条（納付金）については、改正後の規定にかかわらず、平成 21 年度生より適用し、平成 20 年度生以前の学生については従前のおりとする。

附 則

1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。但し、平成 21 年度生より適用し、平成 20 年度生以前の学生については従前のおりとする。

附 則

1. この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。但し、介護福祉学科においては、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
2. 下記の学科については、平成 21 年 9 月 1 日より募集を停止する。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜別
教育社会福祉 専 門 課 程	福 祉 学 科	2 年	40 名	80 名	昼間部

附 則

1. この学則は、第 19 条の 2（3）は平成 22 年 3 月 1 日から実施し、別表第 1（4）商業実務専門課程 医療事務学科 1 年制は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

1. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。但し、別表第 1（1）商業実務専門課程 医療事務学科 2 年制及び（3）教育社会福祉専門課程 介護福祉学科 2 年制、（4）商業実務専門課程 医療事務学科 1 年制は、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

1. この学則は、第 20 条（3）の削除は平成 24 年 3 月 31 日から実施し、別表第 1（2）教育社会福祉専門課程 福祉学科 3 年制（2 年次）の変更は平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
2. 下記の学科については、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜別
教育社会福祉 専 門 課 程	福 祉 学 科	2 年	40 名	80 名	昼間部

附 則

1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。但し、別表第 1（1）商業実務専門課程医療事務学科 2 年制（2 年次）は平成 24 年度生から適用する。

また、別表第 1（2）教育社会福祉専門課程福祉学科 3 年制（2 年次）は、平成 24 年度生から適用し、24 年度生については、選 4 の授業科目、年間授業時間数は以下のとおりとする。

また、第 19 条（3）及び別表第 1（3）教育社会福祉専門課程介護福祉学科 2 年制（2 年次）は平成 26 年 4 月 1 日から実施する。但し、平成 26 年度生から適用する。

授業科目	必選の別	年間授業時間数
福祉レクリエーション論	選 4	30
福祉レクリエーション援助論		30
福祉レクリエーション援助技術		40
生活文化論		20
こころとからだのしくみと生活支援		60
ケア計画基礎論		40
老化、認知症、障害の理解		40

附 則

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。但し、平成 26 年度生から適用する。  
また、第 20 条（3）は平成 25 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。但し、第 20 条（4）は平成 26 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。ただし、（納付金）第 25 条については、改正後の規定にかかわらず、平成 27 年度生より適用し、平成 26 年度生以前の学生については従前のおりとする。

附 則

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 27 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 29 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 30 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。ただし、令和 2 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。ただし、令和 3 年度生以前の学生は従前のおりとする。

附 則

- この学則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。ただし、令和 4 年度生以前の学生は従前のおりとする。



別表第1 (1) 商業実務専門課程 医療事務学科2年制(1年次)

授業科目	必選の別	時間数	単位数
医療請求事務基礎Ⅰ	必	60	2
医療請求事務基礎Ⅱ		30	1
医療請求事務基礎演習		60	2
医療請求事務応用Ⅰ		60	2
医療請求事務応用Ⅱ		30	1
医療請求事務応用演習		30	1
医療秘書実務基礎Ⅰ		60	2
医療秘書実務基礎Ⅱ		30	1
医療秘書実務基礎演習		30	1
医療秘書実務応用Ⅰ		30	1
医療秘書実務応用Ⅱ		30	1
医療秘書実務応用演習		30	1
医療秘書実践Ⅰ		30	1
医療秘書実践Ⅱ		60	2
医療秘書実践Ⅲ		30	1
手話演習		30	1
一般教養Ⅰ		30	1
キャリアデザインⅠ		30	1
医療キャリアデザインⅠ		30	1
診療報酬基礎		選1	30
診療報酬応用Ⅰ	60		2
診療報酬応用Ⅱ	60		2
診療報酬演習	60		2
患者接遇論Ⅰ	選2	30	1
病院実習Ⅰ	選3	60	2
病院研究	選4	30	1
患者接遇論概論	選5	30	1
病院実習Ⅱ		60	2
ビジネス教養Ⅰ	選6	30	1
医療キャリアデザインⅢ		60	2
ビジネス文書作成	選7	30	1
一般教養Ⅱ	選8	30	1
医療概論	選9	15	1
人体構造・機能論		15	1
医療キャリアデザインⅡ	選10	30	1
年間時間及び単位数		930時間以上	31単位以上

必は必修科目を表し、選は選択科目を表す。

選1または2のいずれか1つを選択し、その全ての科目を必修とし、

さらに選5または6のいずれか1つ、さらに選7または8のいずれか1つ、

さらに選9または10のいずれか1つを選択し、その全ての科目を必修とする。

選2を選択した者は、選3または4のいずれか1つを選択する。

別表第1 (1) 商業実務専門課程 医療事務学科2年制(2年次)

授業科目	必選の別	時間数	単位数	
医療秘書実践Ⅳ	必	60	2	
キャリアデザインⅡ		30	1	
キャリアデザインⅢ		30	1	
医療秘書実践Ⅴ		60	2	
ビジネス教養Ⅱ	選1	30	1	
医療ボランティア実践Ⅰ		30	1	
医療ボランティア実践Ⅱ		60	2	
接遇論マナー実践		60	2	
病院実習Ⅲ		60	2	
病院実習Ⅳ		60	2	
医療ビジネスマナーⅠ		30	1	
請求事務実践Ⅰ		30	1	
臨床医学各論Ⅰ		選2	15	1
臨床医学各論Ⅱ			15	1
臨床医学各論Ⅲ			15	1
臨床医学各論Ⅳ			15	1
臨床医学各論Ⅴ	15		1	
医療管理総論	15		1	
医療管理各論Ⅰ	15		1	
医療管理各論Ⅱ	15		1	
医療管理各論Ⅲ	15		1	
医療統計Ⅰ	15		1	
医療統計Ⅱ	15		1	
診療情報管理実習Ⅰ	60		2	
患者接遇論Ⅱ	60		2	
がん登録実践Ⅰ	60		2	
がん登録実践Ⅱ	30		1	
がん登録演習	60		2	
医療キャリアデザインⅣ	選3		30	1
医療ボランティア概論			30	1
臨床医学総論		15	1	
医薬品知識		30	1	
調剤報酬請求事務		60	2	
調剤報酬請求事務演習		30	1	
Excel 基礎		60	2	
Excel 応用		30	1	
医療キャリアデザインⅥ		30	1	
こころとからだのしくみと生活支援		60	2	
ケア計画基礎論		60	2	
接遇実践		60	2	
簿記入門Ⅰ		30	1	
3級商業簿記基礎		90	3	
3級簿記総合		120	4	
ビジネスマナー		選4	60	2
医療ビジネスマナーⅡ			30	1
請求事務実践Ⅱ			30	1
社会保険基礎論	30		1	
医学知識	30		1	
パソコン実習Ⅰ	30		1	
Word 基礎	60		2	
Word 応用	30		1	
保健医療情報学	15		1	

医療キャリアデザインⅤ		60	2
医療キャリアデザインⅥ		30	1
病院実習Ⅴ		60	2
病院実習Ⅵ		60	2
病院実習Ⅶ		30	1
病院実習Ⅷ		60	2
年間時間及び単位数		930 時間以上	31 単位以上
卒業に必要な総授業時数		1,860 時間以上	62 単位以上

必は必修科目を表し、選は選択科目を表す。

選1または2のいずれか1つを選択し、その全ての科目を必修とする。

選3は、6単位以上を選択必修とする。

選4は、7単位以上を選択必修とする。

別表第1 (2) 教育社会福祉専門課程 介護福祉学科2年制(1年次)

領域	授業科目	必選の別	時間数	単位数
社会 人間と	人間の理解Ⅰ	必	30	1
	人間の理解Ⅱ	必	60	2
	社会の理解	必	60	2
	人間と社会特論Ⅰ	選	30	1
介護	介護の基本Ⅰ	必	30	1
	介護の基本Ⅱ	必	30	1
	介護の基本Ⅲ	必	30	1
	介護の基本Ⅳ	必	30	1
	介護の基本Ⅴ	必	30	1
	介護の基本Ⅵ	必	30	1
	コミュニケーション技術Ⅰ	必	30	1
	生活支援技術の基本	必	60	2
	日常生活介護Ⅰ	必	30	1
	日常生活介護Ⅱ	必	30	1
	日常生活介護Ⅳ	必	30	1
	介護過程Ⅰ	必	30	1
	介護総合演習Ⅰ	必	40	2
	介護総合演習Ⅱ	必	40	2
	介護実習Ⅰ	必	120	3
	介護実習Ⅱ	必	160	4
	介護特論Ⅰ	選	30	1
	介護特論Ⅱ	選	30	1
	介護特論Ⅲ	選	30	1
	介護実践Ⅰ	選	30	1
介護実践Ⅱ	選	30	1	
しくみ からの こころと	認知症の理解	必	60	2
	こころとからだのしくみⅠ	必	30	1
	こころとからだのしくみⅡ	必	30	1
	こころとからだのしくみⅢ	必	30	1
	こころとからだのしくみ特論Ⅰ	選	30	1
年間時間及び単位数			1050 時間以上	34 単位以上

必は必修科目を表し、選は選択科目を表す。  
 選は、任意選択とする。

別表第1 (2) 教育社会福祉専門課程 介護福祉学科2年制(2年次)

領域	授業科目	必選の別	時間数	単位数
人間と社会	レクリエーション基礎	必	30	1
	レクリエーション指導	必	40	2
	社会常識	必	30	1
	情報科学演習	必	30	1
	人間と社会の総合	必	30	1
	人間と社会特論Ⅱ	選	30	1
	福祉実務	選	30	1
介護	コミュニケーション技術Ⅱ	必	30	1
	福祉住環境Ⅰ	必	30	1
	家事介護	必	30	1
	日常生活介護Ⅲ	必	30	1
	日常生活介護Ⅴ	必	30	1
	利用者の状態・状況に応じた介護技術	必	30	1
	介護過程Ⅱ	必	60	2
	介護過程Ⅲ	必	60	2
	介護総合演習Ⅲ	必	40	2
	介護実習Ⅲ	必	176	4
	介護の総合	必	90	3
	介護特論Ⅳ	選	30	1
	福祉住環境Ⅱ	選	30	1
	介護実践Ⅲ	選	30	1
介護実践Ⅳ	選	30	1	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	必	60	2
	障害の理解	必	60	2
	こころとからだのしくみⅣ	必	30	1
	こころとからだのしくみの総合	必	30	1
	こころとからだのしくみ特論Ⅱ	選	30	1
医療的ケア	医療的ケア	必	78	3
年間時間及び単位数			1,024時間以上	34単位以上
卒業に必要な総授業時数			2,074時間以上	68単位以上

必は必修科目を表し、選は選択科目を表す。  
 選は、任意選択とする。

別表第1 (3) 商業実務専門課程 医療事務学科1年制

授業科目	必選の別	時間数	単位数
一般教養Ⅰ	必	30	1
キャリアデザインⅠ		30	1
キャリアデザインⅡ		30	1
医療キャリアデザインⅠ		30	1
医療請求事務基礎Ⅰ	選1	60	2
医療請求事務基礎Ⅱ		30	1
医療請求事務基礎演習		60	2
医療請求事務応用Ⅰ		60	2
医療請求事務応用Ⅱ		30	1
医療請求事務応用演習		30	1
医療秘書実務基礎Ⅰ		60	2
医療秘書実務基礎Ⅱ		30	1
医療秘書実務基礎演習		30	1
医療秘書実践Ⅰ		30	1
医療秘書実践Ⅱ		60	2
手話演習		30	1
病院実習Ⅰ		60	2
医療キャリアデザインⅡ		30	1
臨床医学各論Ⅵ	選2	15	1
臨床医学各論Ⅶ		15	1
臨床医学各論Ⅷ		15	1
医学・医療用語		15	1
診療情報管理Ⅰ		15	1
診療情報管理Ⅱ		15	1
診療情報管理Ⅲ		15	1
国際統計分類Ⅰ		15	1
国際統計分類Ⅱ		15	1
国際統計分類Ⅲ		15	1
診療情報管理実習Ⅰ		60	2
診療情報管理士対策演習Ⅰ		120	4
診療情報管理士対策演習Ⅱ		120	4
診療情報管理士対策演習Ⅲ		90	3
診療情報管理士対策演習Ⅳ	60	2	
ビジネスマナー	選3	60	2
医療ビジネスマナーⅠ		30	1
請求事務実践Ⅱ		30	1
社会保険基礎論		30	1
医学知識		30	1
パソコン実習Ⅰ		30	1
病院実習Ⅴ		60	2
病院実習Ⅵ		60	2
病院実習Ⅶ		30	1
病院実習Ⅷ		60	2
診療情報管理士対策演習Ⅴ		60	2
診療情報管理士対策演習Ⅵ		60	2
診療情報管理士対策演習Ⅶ		30	1
診療情報管理士対策演習Ⅷ		60	2
年間時間及び単位数		930 時間以上	31 単位以上
卒業に必要な総授業時数		930 時間以上	31 単位以上

必は必修科目を表し、選は選択科目を表す。

選1または2のいずれか1つを選択し、その全ての科目を必修とする。

選3は、7単位以上を選択必修とする。

別表第2

(1) 商業実務専門課程納付金 (単位：円)

学 科	入学検定料	入学金	授業料	教材費	維持費	実習費
医療事務学科	20,000	200,000	680,000	80,000	120,000	90,000

なお、入学検定料は推薦入学など別となる場合は別紙のとおりとする。

(2) 教育社会福祉専門課程納付金 (単位：円)

学 科	入学検定料	入学金	授業料	教材費	維持費	実習費
介護福祉学科	20,000	200,000	680,000	80,000	200,000	100,000

なお、入学検定料は推薦入学など別となる場合は別紙のとおりとする。